

令和5年第11回三股町農業委員会総会議事日程

令和5年11月28日（火）

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第26号農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第27号使用貸借契約の合意解約について
- 日程第5 議案第53号農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 日程第6 議案第54号農地法第5条の規定による許可申請の承認について
- 日程第7 議案第55号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について
- 日程第8 議案第56号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について
- 日程第9 議案第57号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

令和5年第11回三股町農業委員会総会審議結果

日程第5

議案第53号農地法第3条の規定による許可申請の許可について

可決（ 2 ）

日程第6

議案第54号農地法第5条の規定による許可申請の承認について

可決（ 8 ）

日程第7

議案第55号令和5年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について

可決（ 2 ）

日程第8

議案第56号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認について

可決（ 11 ）

日程第9

議案第57号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について

可決（ 8 ）

令和5年第11回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 11月28日（火曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 11月28日（火曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉 休幸
2 番委員	下石 昭廣
3 番委員	内村 介貞
5 番委員	馬渡 芳文
6 番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員 兒玉道郎

欠席者 4 番委員 中石 均

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長
事務局 局長補佐
事務局 係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口良信）

それでは、ただ今から令和 5 年第 11 回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は中石均委員が欠席であります。定足数に達していますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第 2 条第 5 号において、農地利用最適化推進委員の兒玉道郎さんが会議に出席し、第 3 ブロック区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 5 番委員の馬渡芳文さんと 1 番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 26 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 26 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 8 件 15 筆 17,604 m²、うち田が 8 筆 8,063 m²、畑が 7 筆 9,541 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 3 頁 98 番から 5 頁 105 番までのお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、次の報告に進みます。日程第 4、報告第 27 号使用貸借契約の合

意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 27 号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計 1 件 2 筆 1,321 m²、うち田が 2 筆 1,321 m²でございます。詳細につきましては、総会資料 7 頁 18 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の議案に進みます。日程第 5、議案第 53 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 53 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計 2 件 3 筆 4,994 m²、うち田が 3 筆 4,994 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 53 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の 9 頁 24 番から 10 頁 25 番になります。別冊の航空写真もあわせてご覧ください。

受付番号 24 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇 他 7 名、申請地：宮村字岩切〇〇〇〇番他 1 筆、地目：田、合計面積：3,998 m²です。こちらは令和 5 年 10 月総会にて、〇〇〇〇の 5 条申請の取下げになった区域内の農地になります。受人要望による所有権移転売買となっております。受人は〇〇〇〇在住で〇〇〇〇地区に所有農地 3 筆 4,057 m²と借入農地 3,983 m²の計 8,040 m²で水稻及び甘藷の栽培をされております。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン、自走草刈り機を所有され農作業歴は 20 年、労働力は農作業歴 15 年の妻の 2 名になります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 24 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認をいたしました。

場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇の南側にあたる一部農地で、先程説明がありました5条申請の取下げになった農地の一部であります。受人につきましては〇〇〇在住で水稻及び甘藷栽培を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、農作業に従事する人は2名であります。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

何かご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 25 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字岩切〇〇〇〇番、地目：田、面積：996 m²です。こちらも令和5年10月総会にて〇〇〇〇の5条申請の取下げになった農地の一部になります。受人の要望による所有権移転で、受人は〇〇〇在住で〇〇地区に所有農地 3 筆 4,057 m²と借入農地 3,983 m²の計 8,040 m²で水稻及び甘藷の栽培されております。農機具等も先程説明しましたとおりトラクター等所有され、農作業歴は 20 年、労働力は農作業歴 15 年の妻の 2 名になります。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離をみても問題がないことから許可要件のすべてを満たしております。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

5 番委員（馬渡芳文）

受付番号 25 番につきましても 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 2 名で現場確認をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

申請地は先程説明のありました、〇〇〇〇の 5 条申請の取下げになった農地の一部であります。受人は〇〇〇在住で水稻及び甘藷の栽培を中心に農業経営をされております。農地はすべて耕作されており、農作業に従事する人は 2 名であります。状況から見ても効率的に利用できると見込まれます。農地の拡大を図るため所有権移転をするものであります。利用要件、従事要件、調和要件、通作距離等、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 53 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、受付番号 24 番、25 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 53 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 24 番、25 番について許可することに決定いたしました。続きまして、日程第 6、議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 8 件 8 筆 4,850.29 m²、うち田が 2 筆 923 m²、畑が 6 筆 3,927.29 m²でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料の 12 頁 42 番から 14 頁 49 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。

受付番号 42 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 7 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字出水〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：500 m²です。贈与による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅になります。こちらの農地は 10ha 以上の農地の連担があることから第 1 種農地に区分されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当することから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2 番委員（下石昭廣）

本日は担当委員が欠席のため、担当委員より現地確認調査の報告資料を預かっていますので、ご報告いたします。

受付番号 42 番は 11 月 24 日に第 2 ブロック委員 3 名で現地確認及び調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は〇〇〇在住で現在貸家生活をされていますが、家族の成長に伴い住居が手狭

になったため、一般個人住宅を建設されるものです。造成時には周辺農地に土砂などの流出がないようにし、境界にはブロック塀を設置し隣接する農地へ雨水、土砂が流れ込まないように配慮します。生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は西側側溝へ、雨水については敷地内での自然浸透及び敷地内の雨水枿を経由し、敷地西側側溝に排水するとのことです。以上により立地基準、一般基準を満たすことから特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 43 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 7 日、受人：〇〇〇〇株式会社、渡人：〇〇〇〇、申請地：長田字長原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：713.29 m²です。賃借権の設定で、転用目的は太陽光発電所特高変電設備の建設になります。これらの農地は 10ha 以上の農地の連担があることから第 1 種農地に区分されますが、不許可の例外規定である公益性が高いと認められる事業として法令上の位置付けがなされているものに該当することから許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（児玉道郎）

受付番号 43 番は 11 月 24 日に第 3 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

転用目的は太陽光発電所特高変電設備の建設のための一部転用です。転用事業によって近隣に日照、通風に著しい支障はありません。変電設備との境界には外周防護フェンスを設置します。雨水、排水については変電設備からの排水はないため、現状と同じ自然排水とし周囲の農地に影響のないようにします。申請地 5,821 m²内の 713.29 m²を 30 年の賃借権を設定して長期使用し、発電事業終了後には農地を原状回復し畑として使用できるように対応します。現場確認の結果、変電設備の場所、外周防護フェンスの場所に目印等が無かったため、建設場所がはっきり分からない状況でした。以上です。

議長（溝口良信）

ただいま、建設場所がどの位置か分からなかったとの報告がありましたが、私も現地調査を一緒にしたわけですが、部分的には分かったのですが 713.29 m²がどの位

置か、現地調査をするときにはっきりここだと第3者に分かるようにしなくてはいけないのではないかと第3ブロック委員3名で話をしたところであります。これについて事務局になにか回答がありましたら報告をお願いしたいと思います。

事務局

転用面積が5,821 m²の内713.29 m²ということで、この713.29 m²の境界がはっきりしないということだったので、〇〇〇〇(株)の担当の方をお願いをして、境界線がはっきり分かるように印をしていただくように依頼をしているところです。

議長（溝口良信）

はい。わかりました。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号44番、受付年月日：令和5年11月8日、受人：株式会社〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、地目：田、面積：815 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は建売住宅3棟の建設になります。こちらの農地は農地法第4条第6項第2号（農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地）により第2種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）

受付番号44番は11月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は建設業を営んでおり、近隣に住宅や公共施設等がある申請地に建売住宅3棟を建設するものです。周囲にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し処理後は東側側溝へ、雨水については集水枥を設置し、同じく東側側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 45 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇他 1 名、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：樺山字天神〇〇〇〇番〇、現況地目：畑、面積：355 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 45 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は現在借家生活をされていますが、子供の成長に伴い住居が手狭になったことから、申請地に一般個人住宅の建設を計画されたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し西側既設側溝へ、雨水については集水桝を設置し、同じく西側既設側溝へ排水することから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 46 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇〇〇、申請地：樺山字植木原〇〇〇〇番〇、地目：畑、面積：331 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅になります。こちらの農地は第一種住居区域です。農地法施行規則第 44 条第 3 号により第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員（小倉休幸）

受付番号 46 番は 11 月 24 日に第 1 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしまし

た。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は町内在住で貸家生活をされていますが、子供の成長に伴い現在の住居が手狭になったことから、住宅建設の計画をされたものです。生活排水等は公共下水道へ接続し、雨水排水については隣接する町道まで排水管を設置し既設側溝へ排水されることから、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 47 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 10 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：蓼池字大原〇〇〇〇番〇、登記地目：田、面積：108 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は資材置場と車両置場になります。こちらの農地は住宅事業の用に供する施設等が連担しているため第 3 種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3 番委員（内村介貞）

受付番号 47 番は 11 月 25 日に第 4 ブロック委員 3 名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は申請地の隣に居住しており、家族の所有車両台数の増加に伴い駐車場及び職場の資材置場として使用するものです。隣接地に農地はなく、雨水については敷砂利のため地下浸透にて処理します。特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 48 番、受付年月日：令和 5 年 11 月 10 日、受人：（有）〇〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：宮村字岡下〇〇〇〇番、地目：畑、面積：1,018 m²です。

売買による所有権移転で、転用目的は建売住宅3棟と道路になります。こちらは農地法施行規則第44条第2号により第3種農地に区分され、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

2番委員（下石昭廣）

本日は担当委員が欠席のため、担当委員より現場確認調査の報告資料を預かっていますので、ご報告いたします。

受付番号48番は11月24日に第2ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。

渡人は年々申請地の管理が難しく、売却を考えておりました。受入は事業拡大のため売却物件を探していたところ、渡人より売却の話がありました。申請地周辺は住居を希望する顧客が多く、保育園、小学校が近いため需要があると判断し、建売住宅3棟の建築販売を計画とのことです。周囲にはブロック塀を設置し、隣接する農地へ雨水、土砂が流れ込まないように十分配慮します。生活排水等は小型合併浄化槽を設置し、新設側溝を経由した後、既設側溝へ接続放流します。雨水については集水後、新設側溝を経由し既設側溝へ放流します。以上により、立地基準、一般基準を満たすことから許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号49番、受付年月日：令和5年11月10日、受入：〇〇 〇、渡人：〇〇 〇〇、申請地：餅原字宮下〇〇〇〇番、地目：畑、面積：1,010 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は一般個人住宅及び貸駐車場になります。こちらの農地は10haの農地の連担があることから第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定である集落接続に該当することから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村介貞）

受付番号49番は11月25日に第4ブロック委員3名で現地調査及び確認をしまし

た。場所の説明は航空写真をご覧ください。

受人は貸家住まいであり、家族も増えたため住宅環境に最適である申請地に一般個人住宅を建設されるものです。また、隣接する〇〇〇〇の駐車場が狭く、来客やトラック等の路上駐車等があることから、従業員である受人が申請地を購入し、住宅及び貸駐車場として利用するものです。境界にはブロック塀を設置し、生活排水等は合併浄化槽を設置し、処理後は北側町道側溝へ、雨水についても雨水枥を設置し、同じく町道側溝へ排水します。駐車場については地下浸透させるため、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですので、議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、受付番号 42 番から 49 番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 54 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 42 番から 49 番について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 7、議案第 55 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 55 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認についてでございます。詳細につきましては、総会資料 15 頁及び別冊の利用権設定借受候補者（推薦農業者）の推薦書のお目通しをお願いします。なお、今回 2 名の推薦が上がっております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（溝口良信）

今回の候補者 2 名につきましては、先日の全体協議会で推薦委員の方から説明があったところです。これに対しまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 55 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 55 号令和 5 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに決定しました。続きまして、日程第 8、議案第 56 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 56 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認についてでございます。今回、所有権移転は合計 10 件 14 筆 15,066 m²、うち田が 8 筆 9,390 m²、畑が 6 筆 5,676 m²でございます。利用権設定につきましては、合計 1 件 1 筆 901 m²、うち畑が 1 筆 901 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは農用地利用集積計画でございますが、所有権移転各筆明細は、総会資料 17 頁 107 番から 19 頁 116 番まで、利用権設定の各筆明細は総会資料 20 頁 312 番となっております。これにつきまして、なにかご意見、ご質問はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 56 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の承認について、所有権移転に関する総会資料 17 頁 107 番から 19 頁 116 番まで、利用権設定に関する総会資料 20 頁 312 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 56 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転及び利用権設定について承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 9、議案 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 57 号農地中間管理事業に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の承認についてでございます。利用権設定につきまして合計 8 件 20 筆 28,912 m²、うち畑が 20 筆 28,912 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口良信）

それでは、中間管理機構による利用権設定各筆明細は総会資料 23 頁 53 番から 24 頁 60 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口良信）

ないようですから、議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の総会資料 23 頁 53 番から 24 頁 60 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口良信）

挙手全員ですので、議案第 57 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。11 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第 11 回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 9 時 40 分